

各関係法人の長 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和9年度岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金)に係る事業計画調査について(照会)

平素は、当県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和9年度の岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金を活用した施設整備等を計画している場合は、下記により事業計画を提出願います。

記

- 1 対象事業 別紙のとおり(障害者施設用と障害児施設用の2種類があります)
- 2 提出書類
  - ・社会福祉施設等整備事業 事業計画書(施設整備用)(様式1)
  - ・障がい福祉施設整備事業調書(様式2)
  - ・ヒアリング日程調整表(様式3)
  - ・最新の決算書類(貸借対照表、損益計算書 等)
- 3 提出期限 令和8年7月24日(金)まで
- 4 提出方法 メール及び郵送により提出。  
メールは当課担当宛てにデータを提出。郵送は紙媒体で各1部提出。  
※事業計画書については、写しを市町村にも併せて提出。
- 5 提出先 障害福祉課 施設整備係(担当:川出)
- 6 その他
  - (1) 事業計画を提出いただいた場合、8月~9月中旬に整備の必要性や緊急性、計画の具体性等について、ヒアリングを行います。日程調整を行い、改めて連絡します。
  - (2) 本計画書等の提出により補助金交付を確約するものではありません。また、国予算の状況、事業内容等により不採択又は申請額どおり採択されない場合がありますので、あらかじめ御承知おき願います。
  - (3) 岐阜市内に施設整備を計画している場合は中核市である岐阜市での対応となり、今回の照会の対象外となりますので御注意ください。
  - (4) スプリンクラー工事(既存施設(GH等)において入所者割合の変化により新たに設置義務が生じた場合等に限る)の補助を希望する場合は別途下記担当宛てに概要をご連絡ください。

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
係長	石原	担当	川出
Tel	058-272-1111 (内線 3495)		
Fax	058-278-2643		
e-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		